

丸亀市財政健全化計画第 10 次改定（平成 23 年 3 月）

I 今回の改定は、下記の内容を主とします。

- 1 平成 22 年度については、3 月補正後予算を基本に決算見込みを勘案して計上します。
- 2 平成 23 年度については、当初予算を基本に前年度からの繰越事業分を勘案して計上します。
- 3 平成 24 年度以降については、現時点で平成 23 年度以降の国の各制度改正や本市の状況などの動向が把握できる内容には修正計上しますが、その他については、平成 23 年度の制度が継続されるものとして、決算見込みを勘案して計上します。

※ 合併特例債事業について

安全安心のまちづくりに係る教育施設、防災関連施設、保育所などの整備については、引き続き合併特例債の活用事業として推進しますが、まず、第一に国県補助事業等を活用し、特別財源を除く部分について合併特例債を発行します。

今回、耐震補強に対する国費のかさ上げやまちづくり交付金が有効に活用できたことにより、当初予定していた 10 年間の特定財源が 25 億円程度多く見込める結果となりました。

したがって、この 25 億円相当額を合併特例債事業費に追加して 10 年間の総事業費を 385 億円に増加しました。

また、計上にあたっては、総合計画の実施計画とリンクし毎年事業内容を精査し、合併支援期間内（H17～H26）に事業実施するものとしますが、平成 24 年度以降各年度の事業費は、総事業費 385 億円から平成 23 年度までの実施事業費 248 億 52 百万円を引いた残事業費 136 億 48 百万円を 3 年間で割った年間 45 億 49 百万円とします。なお、合併特例債の借入額については変更なく、321 億円とします。

II 平成 22 年度の状況

- ※ 平成 22 年度は、3 月補正後予算額を基本に、きめ細かな臨時交付金事業費など平成 21 年度繰越事業費（6 億 38 百万円）を加え、さらに、小・中学校、幼稚園空調整備など平成 23 年度繰越事業費（16 億 12 百万円）を控除して修正します。

歳入について

- 1 市税は、各税目において、決算見込みによる 3 月補正後予算額を計上します。第 9 次改定から大きな増減はなく同額を計上します。
- 2 地方交付税は、平成 22 年度交付決定額を計上します。
- 3 地方譲与税・交付金は、交付決定額及び見込額を計上します。
- 4 分担金・負担金及び使用料・手数料は、3 月補正後予算額を計上します。
- 5 国・県支出金は、3 月補正後額に繰越額を勘案し計上します。
- 6 繰入金は、財政調整基金、教育文化体育基金、職員退職手当基金及び合併振興基金については、当初予算額（7 億 78 百万円）を全額減額し、その他は 3 月補正後取崩額を計上しています。
- 7 諸収入などは、3 月補正後予算に基づき、変更します。
- 8 市債は、平成 22 年度事業が確定したこと及び事業見込みによる 3 月補正後予算に基づき減額します。
- 9 前年度繰越金は、純繰越金を計上します。

歳出の状況

- 1 人件費は、制度改正により議員共済費が増額となりますが、給料、その他の手当において減額しま

す。

- 2 扶助費は、3月補正後予算額に決算見込みを勘案して計上します。
- 3 公債費は、平成22年度の確定額を計上します。
- 4 物件・補助・維持補修費は、執行段階での事業精査による削減分を含むものとします。
- 5 繰出金は、3月補正後予算額を計上します。なお、国保会計に対して2億40百万円を赤字補てんとして追加繰出します。
- 6 投資的経費は、3月補正後予算額に、繰越事業を勘案して計上します。

収支及び基金について

収支については、歳入において地方交付税が増額となったこと、歳出においては人件費や合併特例債事業など投資的経費が減額となったことにより第9次改定より2億91百万円増の6億83百万円となります。

基金については、財政調整基金ほか特定目的基金の取り崩しの減額など基金の残高確保に努めたことにより基金総額が72億64百万円となり、平成21年度末より8億17百万円の増加となります。

Ⅲ平成23年度以降の状況

※ 平成23年度以降の試算にあたり、今後、円高、デフレの克服に向けての総合的な取り込みと、公共投資、社会保障制度など国の制度の大幅な改正が見込まれますが、第10次改定の策定時点（平成23年3月現在）では、制度改正の詳細な把握は難しいため、内容が既に示されている制度を除き、平成23年度当初における制度（税制、地方交付税、国庫補助等）が継続することとして計上します。

歳入の状況

- 1 **市税**は、平成23年度当初予算を基本に計上します。
 - ① 個人住民税は、景気の動向や税制改正の影響など、予測が難しいところですが、平成24年度以降は平成23年度当初予算と同額を計上します。
 - ② 法人税は、景気の動向が大きく影響しますが、平成23年度当初予算と同額を計上します。
 - ③ 固定資産税は、新築家屋増加等により、家屋において平成23年度当初予算額より1億円/年の増を見込みます。ただし、平成24年度は、3年毎に実施する評価替えにより減額(2億円)とします。
- 2 **地方交付税制度**は、現時点では平成22年度交付決定額及び平成23年度地方財政計画を基本にしていますが、特殊事情により増減します。
 - ① 普通交付税は、平成22年度交付額の内、公債費の算入額を除いた額33億円を基本額とします。
 - ② 公債費の算入額は、合併特例債は7割、公害防止事業債は5割、辺地債は8割として、その他については、22年度の措置割合を参考として3割を算入額とします。
 - ③ 特別交付税は、今後、交付割合が変更となりますが、平成23年度予算額(3.6億円)を基本とします。
 - ④ 平成24年度以降の臨時財政対策債は、15億円を基本とします。
- 3 **繰入金**は、歳入歳出のバランスを図るうえからも慎重に対応し、基金の残高確保を図ります。
 - ① 合併振興基金(H17年度積立分)について、平成22年度から制度の弾力化により前年度償還額分が翌年度で繰入れ可能になり、本市のコミュニティ活動などに対する財源として充当します。
 - ② 保育所、幼稚園、小中学校などの整備について、国県補助金や合併特例債を活用したのち、教育文化体育基金や地域福祉基金からの繰入れを行います。また、新たに設置する競艇収益基金については、平成27年度以降の財政状況を勘案して、出来る限り積み立てを図ります。
 - ③ 平成24年度までに、国保特会の累積赤字を段階的に解消するための繰出金の財源として財政調整基金から2億98百万円の取り崩しをします。

- 4 諸収入などは、平成 23 年度当初予算額を基本とし、特殊事情を各年度に計上します。
- ① 平成 23 年度以降、競艇事業からの繰入金は当初予算計上分 1 億円、利益剰余金分 1 億円で計 2 億円を計上します。
- 5 市債は、後年度で負担増になる可能性があり、慎重に取り扱います。
- ① 合併特例債は、歳出に計上した事業費に基づき特定財源(国県支出金)を除く 95%を発行します。
 - ② 合併特例債事業を除く一般事業の市債の発行は、県自治振興資金の借入枠の削減や、後年度の公債費の増加を勘案し、交付税措置の有する市債の発行を優先し、極力発行を抑制します。
 - ③ 平成 23 年度から野球場の建設に係る市債を計上します。
 - ④ 合併特例債活用事業以外の一般事業として、平成 24 年度以降、施設の維持補修経費を中心に最低限の毎年 19 億円を計上とし、その内 5 億円を市債で計上します。

歳出の状況

- 1 人件費は、平成 23 年度当初予算を基本とします。今回の改定で、新規採用数と共済費などを見直した結果、毎年度 2 億円～3 億円の増加を見込みます。
 - ① 職員給与等には、普通会計に係る人件費、特別職給、議会議員報酬、その他行政委員等報酬を含んでいます。
 - ② 退職者数は、現時点における退職予定者により修正計上します。退職金は一人当たり 25 百万円/年とします。
 - ③ 新規採用者数は、平成 24 年度から以降は、ここ数年の実績を考慮し計上します。また、給与額は一人当たり 350 万円/年とします。
 - ④ 職員給については、平成 24 年度当初予算額における職員給、手当の合計から新規採用者相当額を控除した平均を 650 万円/年として計上します。
- 2 扶助費は、平成 22 年度で少子化対策として子ども手当の創設など、支給額の拡大など大きい改正がありました。
 - ① 国の大幅な制度改正が想定されますが、現時点では平成 23 年度の現行制度が継続するものとします。なお、子ども手当については、平成 23 年度以降は支給額 13 千円、3 歳未満については 7 千円の上積みとし、地方の新たな財政負担は生じないものとします。
 - ② 社会保障関係(医療・福祉等)経費の増加は、対象者の増加などにより著しいものがありますが、単独扶助経費の節減等を実施し抑制に努め、50 百万円/年(国県 1/2 補助)の微増とします。
- 3 公債費は、平成 23 年度までは、平成初期の既借入分について償還が完了する事業が多く、減少傾向にありますが、合併特例債活用事業等(事業費 385 億円)の実施により平成 24 年度以降で公債費が増加しますので、特に平成 27 年度以降の起債残高及び償還計画の慎重な管理が必要です。
 - ① 公債費の推移は、既借入(通常)分については、償還が完了する市債が多く減少しますが、合併特例債の発行に係る元金償還の開始により、平成 24 年度から約 10 年間において増加(最大約 55 億円)します。ただし、合併特例債の元利償還については、交付税措置があります(70%措置)。
 - ② 市債の年度末残高は、公債費の推移と同様に既借入分の償還完了に伴い減少しますが、合併特例債の発行により平成 26 年度がピークとなります(約 543 億円)。
 - ③ 合併特例債総事業費の変更により、平成 23 年度以降の借入額を変更します。
- 4 物件費・補助費等は、経常的な経費を中心にコスト削減に取り組みますが、物件費については、今後、幼稚園、小・中学校の空調機器及び自治会防犯灯にかかる光熱費、さらに新消防庁舎や野球場等の新たな施設の維持管理費が発生するため大幅に増加します。また、補助費についても、新たな予防接種経費などのため、物件費・補助費等は、第 9 次改定と比較して、毎年度、4 億円の増加を見込みます。

- ①□ 第6次改定で補助費に計上した後期高齢者医療療養給付費9億円は繰出金に移行します。
- ②□ 維持補修費は、平成23年度当初予算と同額とします。

- 5 **繰出金**は、繰出基準により行いますが、各特別会計での取り組みにより増減します。
- ① 下水道事業は、事業費の抑制に努め毎年7億6千万円を計上します。
 - ② 平成19年度までは普通会計で執行していた介護サービス関連経費は、平成20年度から特別会計において執行することから、毎年43百万円を計上します。
 - ③ 後期高齢者医療特会への繰出金2億59百万円を計上します。
 - ④ 駐車場特会への繰出金は、公債費の減少により平成22年度以降は計上しません。
 - ⑤ 老人保健特会への繰出金は、制度の廃止により平成22年度で終了します。
 - ⑥ 農業集落排水特会への繰出金は、公債費及び維持管理経費について毎年1億15百万円を計上します。
 - ⑦ 国保特会における平成21年度末の累積赤字予算については、まず、適正な税率、徴収率の向上や医療費の抑制に努めることを基本としますが、国保運営安定化計画に基づき平成24年度までの間に、追加で1億20百万円を繰出することにより、段階的な解消を目指します。
なお、単年度の赤字補てんについては、平成21年度より毎年度1億78百万円を計上します。
- 6 **投資的経費**は、引き続き合併特例債を有効に活用し、補助対象事業を除き、緊急維持補修を最優先し事業費の抑制に努めます。
- また、合併特例債を活用した事業計画については、総合計画の実施計画の中で事業の内容（実施年次、事業費など）を見直し変更を行います。
- ① 教育施設などの耐震化（改築を含む）事業は、国の耐震対策に対応し、できる限り前倒しで事業に取り組みます。
 - ② 幹線市道の整備について合併特例債の発行が可能になり、現在、進行中の中津土器線などのまちづくり交付金事業の補助裏について合併特例債を活用します。
 - ③ 小中学校、幼稚園、保育所整備などの耐震補強事業は、できる限り合併特例債を活用して推進します。
 - ④ 平成24年度以降の事業費は、平成26年度までの事業費残（総事業費385億円から平成23年度までの事業費248億51百万円を除いた額136億49百万円）を3年間で割った事業費45億49百万円を計上します。
 - ⑤ 合併特例債活用事業以外の一般事業として、平成24年度以降、施設の維持補修経費を中心に最低限の毎年19億円を計上します。
 - ⑥ 一般事業以外の事業として平成26年度までに道路整備として毎年1億円、平成23年度までの2年間に補助対象航路使用船舶購入として4億73百万円、平成25年度までの3年間に野球場建設として29億円を追加計上します。

収支及び基金の状況

平成23年度以降の収支は、第9次改定と比較して、人件費において毎年2億円～3億円の増加、さらに物件費・補助費についても毎年4億円の増加を見込んだことにより、各年度において7億円～8億円の歳出の増加となりました。これに対応するために、臨時財政対策債を5億円増加しましたが、なお歳入歳出差額を概ね第9次改定と同レベルに保つため、繰入金で対応した結果、基金残高は、4億40百万円の減額となりました。今後は、地方交付税の合併算定替の終了（平成32年度以降）及び合併特例債の終了（平成27年度以降）による収入不足を見据え、基金からの繰入れについては、極力抑制し、また、さらなる積み立てを行い、基金残高確保に努めます。

IV 平成 27 年度以降の状況

※ 平成 27 年度以降については、最低限の行政目的を達成するための計画となっています。投資的経費に充当する市債については、合併特例債の期間終了に伴い、毎年 10 億円とします。また、新規採用者については退職者と同人数としますが、それ以外の歳入歳出の試算方法としては、平成 26 年度までと同様とします。なお、地方交付税の合併算定替が段階的に終了するために大幅な財源不足が予想されることにより、基金の取り崩しが増額となります。

V 財政健全化計画の進行管理及び対応について

- 1 財政健全化に向けての進捗状況は、人件費の抑制をはじめ、集中改革プランの取り組みなどにより、着実に改善が図られていますが、景気の影響による市税や政権交代による新しい施策の概要、財源措置などが不透明であることから、引き続き情報収集に努め財政の健全化を図ります。
- 2 歳入では、市税については、一部企業の好調さはあるものの、東北関東大震災による景気への影響が懸念される中、依然として、厳しい状況にあります。また、地方交付税制度の見直し、補助金の一括交付金化など、極めて不透明な収入環境の中、受益者負担の徹底、税外収入金、市有財産の売却などの自主財源の確保に努める必要があります。
- 3 歳出では、全ての事業は、収入が確保されて、はじめて実施できることを念頭におき、単年度の収入で単年度の支出を補うことを基本に、事業の優先度を見定めた財政運営を進めなければなりません。
- 4 毎年度の財政運営にあたり、国県などの特定財源の確保や自主財源の確保に最大限努めたうえで、なお不足する場合に基金を活用しますが、特に平成 27 年度以降の公債費の増加に伴います収入不足に備えて、出来る限り基金の確保に努めなければなりません。
- 5 市民が安全で安心して生活できる基盤づくりにむけ、合併特例債を活用して耐震補強事業などを進めていますが、後年度における公債費の増加は確実で、支出に占める割合が大きくなりますことから、事業内容を精査し、事業費の縮減に努めます。
- 6 子育て関連経費や生活保護費などの社会保障関連経費は、毎年増加傾向にあり、今後の財政運営に大きく影響しますことから、医療・福祉制度の改正に注視し、市単独事業の見直しを検討する必要があります。
- 7 今回の大震災の復興に関連して、国の制度改正や財源の取り扱いなどが大きく変わることが予測されますので、情報収集に努め、財政健全化計画への反映を行わなければなりません。